

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：フィジー国主要空港保安設備整備計画準備調査
(QCBS)

調達管理番号：22a00614

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年10月26日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年10月26日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィジー国主要空港保安設備整備計画準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年1月～2023年11月

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましてもは契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Morizane.Maiko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部運輸交通グループ第二チーム

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	競争参加資格確認申請書	2022年 11月 7日 12時
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2022年 11月 14日
3	配付依頼受付期限	2022年 11月 1日 12時
4	企画競争説明書に対する質問	2022年 11月 9日 12時
5	質問への回答 11月1日12:00までの受領分	第1回 回答日 2022年 11月 7日
6	質問への回答	第2回（最終）回答日 2022年 11月 14日
7	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
8	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2022年 11月 18日 12時
9	プレゼンテーション	行いません。
10	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
11	見積書の開封	2022年 12月 5日 14時
12	評価結果の通知日	見積書の開封日から1営業日以内
13	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社

の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 49-50 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

1) 提出期限： 上記4. (3) 参照

2) 提出方法： 下記「8. プロポーザル等の提出」参照し、上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

3) 確認結果の通知：上記4. (3) 日程の期日までにメールにて通知します。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記4. (3) 参照

2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口 (outm1@jica.go.jp 宛)

CC: 担当メールアドレス)

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等か

ら電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書

- ① 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。 なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、

- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「フィジー国主要空港保安設備整備計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

フィジー共和国（以下、「当国」という。）は、大洋州に属する島嶼国であり、面積は18,270km²、人口は約90万人（2020年、世銀）、大小合わせて約330の諸島から構成される島嶼国である。このため、空路は海外との貿易や国内での商業活動等を行う上で重要な移動・流通手段となっており、GDPの約4割を占める当国最大の基幹産業の観光業にとっても不可欠なものである。国内最大の島であるビチレブ島西部には当国の玄関口である主要国際空港のナンディ国際空港が、同島東部の首都スバ近郊には当国第2の国際空港であるナウソリ国際空港がある。また、面積・人口で第2の島であるバヌアレブ島には国内線空港として最大のランバサ空港があり、他にも複数の地方空港が存在する。コロナ禍以前の2015年から2019年にかけては、当国の国際線の旅客数は出入国合計で約190万人から約220万人に、国内線の旅客数は約256万人から約310万人へと順調に増加しており、コロナ禍が収束に向かえば、航空需要は再度拡大すると予想される。

航空セクターにおいては、当国の「国家開発計画2017-2036」において国際及び国内空港ともに国際基準に合わせた近代化及び更新を実施する旨が記載されている。しかしながら、ナンディ国際空港には、航空機を進入経路へ誘導するための標準的な施設である超短波全方向無線標識／距離測定装置（VOR/DME）が離着陸支援のために設置されておらず、VOR/DMEよりも旧式であり精度の低い無指向性無線標識（NDB）のみが運用されている。NDBは利用可能な航空機に限られ、空港進入時に有視界飛行となることから、天候や時刻により着陸が制限されるといった課題を抱えている。また、最大の国内線専用空港であるランバサ空港では、VOR/DME及びNDBのどちらも運用されていないため、全ての航空機は有視界方式にて離着陸を行わざるを得ない状況である。更に、ナンディ国際空港、ナウソリ国際空港及び3地方空港（ランバサ・サブサブ・マテイ）は、空港用消防車や救難機材（救命ボート等）を保有しているものの、多くは購入後20～35年が経過して老朽化していることに加え、一部は消防車のタンク水量等、国際民間航空機関（ICAO）が定める基準を満たしていないため、有事に際し消火・救出活動に支障をきたしかねず、主要空港の保安設備整備は航空機運航上の安全性確保の観点から喫緊の課題となっている。

以上より、「主要空港保安設備整備計画」（以下「本事業」）は、当国内の主要5空港において、航空管制・安全設備等を整備することにより、航空機運航の安全性の向上

を図り、もって当国の運輸インフラ能力の向上及び持続的成長に寄与するものである。
本業務は、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計、事業計画の策定、概略事業費の積算を目的として実施する。

第3条 事業の概要

(1) 目標：

本事業は、国内最大の国際空港であるナンディ空港を含む5空港において、航空管制・安全設備等を整備することにより、航空機運航の安全性の向上を図り、もって当国の運輸インフラ能力の向上及び持続的成長に寄与するもの。

(2) 概要：

【機材】超短波全方向無線標識／距離測定装置(VOR/DME) 2基(ナンディ空港及びランバサ空港)、空港用消防車 最大6台(ナンディ空港(1台)、ナウソリ空港(2台)、ランバサ空港(1台)、サブサブ空港(1台)、マテイ空港(1台))、救命ボート 3隻(ナンディ空港)

(3) 対象地域(サイト)：デナラウ島(ナンディ空港、ナウソリ空港)、
バトア島(ランバサ空港、サブサブ空港)、
タベウニ島(マテイ空港)

(4) 実施機関：フィジー空港公社(Airports Fiji Limited; AFL)

第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、フィジーから要請のあった「主要空港保安設備整備計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。また、原則として、現地調査においてJICAがフィジー側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計や報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

想定される事業概要は下表のとおり。

機材	対象サイト（空港）	数量
超短波全方向無線標識／距離測定装置（VOR/DME）	ナンディ、ランバサ	2基
空港用消防車	ナンディ、ナウソリ、ランバサ、サブサブ、マテイ	6台（ナウソリ2台、他空港は1台。）
救命ボート	ナンディ	3隻

（２）計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしている。以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議において内容を確認する。

１）第１回現地調査派遣前

調査方針、調査計画等を確認する。

２）第１回現地調査帰国後

現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。また、帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、設計・積算の方向性を確認する。

３）第２回現地調査（準備調査報告書（案）説明）派遣前

「準備調査報告書（案）」に基づき、事業の内容を確認する。

４）第２回現地調査（準備調査報告書（案）説明）派遣後

フィジー側と合意済みの準備調査報告書（案）に基づき、事業の内容を報告する。

（３）機材の整備計画・仕様について

各空港における維持管理体制、維持管理に必要な予算等に十分留意し、空港カテゴリー一等に応じた最適な機材整備計画・仕様を検討する。

VOR/DMEの設置位置は、フィジー側が想定する設置予定地に対する評価を行った上で、適切な位置を検討し、先方と合意する。また、電源の状況（安定性、停電等）及び現地の気象条件（落雷被害可能性等）を調査の上、必要に応じて保護対策を行うなど適切な機材仕様を設定する。

（４）運用中の空港における調査の実施

運用中の空港において現状調査等を行う必要となるため、AFLと密接な連携を図り、空港業務を妨げることなく円滑な調査を行うよう十分に調整する。

（５）先方負担事項を考慮した適切な据付計画の策定

本体実施において既存の空港運用中の施工（据付）となるため、施工中の制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、安全管理にも十分配慮し、施工各段階における既存施設の撤去工事等を先方負担事項とするのか日本側工事とするのか、事業費の観点、工事の効率性などを踏まえて検討するとともに、実施機関及び関係機関とも調整の上、空港運用への影響を最小限とする効率的な施工・調達計画を策定する。

（６）運営・維持管理能力

本調査では運営維持管理に係る組織体制、収入予測、予算配分、職員の訓練体制等を確認し、AFLによる各空港の運営・維持管理業務の実行可能性を検討する。その結果、運営・維持管理の改善に係る技術支援が必要かつ妥当と判断された場合は、ソフトコンポーネント等による支援の検討を行う。

(7) 事業の成果指標

本事業においては、航空保安設備の導入や空港安全機材の整備に伴う効果などが想定されるが、本事業の特性を踏まえた適切な指標を検討する。

(8) 機材・施設の軍事的用途への使用回避の確認

本事業で整備される機材は軍事利用に供するものでないことを先方と確認・合意する。

(9) 準備調査報告書の公表の確認

準備調査報告書は、調査終了後に事業費の積算結果を除く内容を公表するとともに、本事業に関する業者契約終了後に事業費積算結果を含む全内容を公表することをフィジー側に説明し、問題の無いことを確認する。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

また、上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

本調査対象 5 空港に係る現状について、以下をはじめとする各種データを入手する。また、フィジーの国家計画、セクター計画等を確認する。

- 1) フィジーにおける航空分野の現状・課題や5空港における航空機・旅客数・貨物取扱量の現況と将来予測値等について調査を行い、同国の運輸セクターにおける5空港の位置づけや本事業の必要性・妥当性を確認する。
- 2) 5空港の既存施設・機材の現状・課題を確認する。必要に応じて空港関係者、航空会社等からの聞き取り調査を行う。
- 3) 本事業の要請の経緯と内容について、フィジー側の意向を確認する。
- 4) 本事業実施における成果指標の想定および成果の予測を行い、事業効果測定に必要な指標に係る現況値の確認を行う。
- 5) 本事業に関連する他ドナーや国際機関の支援（内容、実施時期）についての確認を行う。

(4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関であるAFLを対象に、予算、組織体制、人員、運営維持管理能力、技術水準、他の関係機関等について調査し、本事業の実施機関として問題がないか確認する。

(5) サイト状況調査

本調査にて行う設計、据付計画、積算について必要な精度を確保するため、対象サイトにおいて以下に示すサイト状況調査を行う。

なお、調査結果の分析・解析にあたっては、再委託先から提出されたデータ間に齟齬がないか、特異なデータがあればそれは何を意味するのか等十分に検討し、設計の基礎として信頼できるものであることを確認する。

- 1) 対象空港の航空管制・安全設備等の状況を確認する。
- 2) 機材設置予定場所の現地確認を行い、機材計画、据付計画に反映させる。
- 3) 別紙（案）のとおり自然条件調査（地形測量及び地質調査等）を行う。²
- 4) 本事業の成果指標の想定及び成果予測を行い、評価に必要な指標に関するベースライン（現況値）の確認を行う。なお、ベースライン調査については既存資料、既存データ等の収集、整理等により行うこととするが、「VOR/DMEが整備されていないことにより離着陸に支障をきたした件数」や「危機管理体制が整備された状態で着陸を行う航空機の割合」等、事業効果を測る定量的な指標の検討も行うこととする。

(6) ジェンダーに関する情報収集

本事業は「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」と分類されており、以下について情報収集を行う。

- 1) フィジーの航空分野の法制度、政策、方針等におけるジェンダー関連事項
- 2) 航空分野における他ドナーの支援におけるジェンダー視点

なお、計画策定においては以下を念頭に可能な範囲で対応することに留意する。

- 女性が抱える課題（安全性、利用のしやすさ）等につき確認の上、方策を含める。
- 空港運営について、カウンターパート機関及び運営事業体の職員や技術者・オペレーター等、女性の雇用及び育成促進の方策検討

(7) 他ドナーの活動の確認

他ドナーによる活動の有無やその内容について確認する。また、他ドナーによる活動が本事業に影響を及ぼす可能性がある場合は、その対応を検討する。

(8) 機材計画調査

- 1) 要請内容に含まれる機材リストに基づき、現地調査を行った上で、詳細な機材の構成、数量を検討する。
- 2) 現有機材のリスト、仕様、調達先、購入年度、維持管理状況、代替部品の有無等を調査し、調達機材が現有機材とのインターフェイス等で問題ないか検討する。
- 3) 電力事情（停電等の状況等）について確認し、機材計画（UPSやAVRの要否等）に反映する。

(9) 調達事業調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

- 1) 現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等について調査する。
- 2) 調達に係る関連法規について調査する。

² 具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）についてはコンサルタントがプロポーザルで提案すること。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査がある場合は、併せてプロポーザルで提案すること。自然条件調査については、別見積もり扱いとする。

- 3) 現地業者の据付能力を調査する。
- 4) 資機材の調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）、調達方法、調達期間、調達価格について調査する。
- 5) 必要機材の輸送の方法・経路・期間、通関（免税措置）等を確認する。

(10) 据付計画調査（関連法規等）

- 1) 労務状況、労務関連法規を確認して、据付計画に反映させる。
- 2) 雨期の据付条件を調査し、必要に応じて据付計画に反映させる。
- 3) 事業費および工期を抑える据付計画を策定する。
- 4) 空港運用中の据付となることから、その制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、据付計画に反映させる。
- 5) 資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査する。

(11) 事業内容の計画策定

上記調査(3)～(10)及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、既存機材との整合性・親和性、調達・据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 概略設計

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討し、以下の内容を最低限含むものとする。作成に当たっては機材の必要性や費用効果等を考慮した上で最適案を提示する。また、機材の整備に係る基本計画（以下のア）及びイ）の作成においては機材の必要性と費用を考慮し、その結果を第1回現地調査期間中に先方政府と協議することとする。その際、日本側で確保できる予算規模に制約が生じる可能性を踏まえ、優先度についても先方政府と協議する。

ア) 超短波全方向無線標識／距離測定装置（VOR/DME）基本計画

- ・ 施設概略設計図

イ) 機材基本計画

設備及び機材リスト（概略仕様・数量）

3) 機材仕様書

4) 機材据付・調達計画

- ・ 据付・調達方針
- ・ 据付・調達上の留意事項
- ・ 据付・調達区分（先方負担工事との区分）
- ・ 据付・調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程（システムのテスト運用等を含めた全体工程を明らかにすること）

なお、据付計画の検討にあたっては、本体事業実施において既存の空港運用中の据付となるため、施工中の制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、安全管理にも十分配慮し、施工各段階における先方負担事項となる移転作業を検討するとともに、実施機関及び関係機関とも調整の上、空港運用への影響を最小限とする効率的な据付・調達計画を策定する。

また、据付・調達監理計画では、概略設計に基づく据付・調達監理方針、据付・調達監理体制、据付・調達監理方法（安全、品質、工程管理）等を記載する。

（１２）技術支援計画の検討

本事業で整備する機材の運用維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。技術支援の実施に必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画書を作成する。ソフトコンポーネント計画の内容はDOD時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。

「ソフトコンポーネント・ガイドライン」については、以下を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00001t6gnl-att/soft_202011.pdf

（１３）相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、既存施設の撤去、既存機材等の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き、維持管理等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである。

（１４）税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地JICAフィジー事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同支所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

（１５）事業の維持管理計画策定

本事業での整備対象機材に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費、更新費用を検討する。なお、外部委託を想定する業務については、その業務内容及び契約形態、費用等についても検討し、(13)相手国側負担事項として整理する。

(16) 概略事業費の算出

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。なお、(11)で検討した事業内容全てを日本政府無償資金協力予算でカバーできない可能性もありうるため、優先度に基づいた概略事業費算出も行う。

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」を参照し、積算総括表を作成の上でJICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、設計精度については、入札に対応できる精度を確保することとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的な積算にあたっては、上記マニュアルの機材編(2019年10月)及び追補編(2020年11月)を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、仕様や調達先の工夫等によるコスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク(インフレ率等)

イ) 工事量変動にかかるリスク

ウ) 自然条件にかかるリスク(サイクロン、地震、津波等)

エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ) 治安状況にかかるリスク

(17) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策(リスクの管理や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、

詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(20) 事業の評価

事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee : DAC）の評価6項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性について分類して整理する。有効性については①定量的効果、②定性的効果に分類して評価する。定量的効果については可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値を設定する。また、定量的効果、定性的効果の検討の際には、ICAO等の国際基準との整合性も考慮する。

本事業においては、定量的指標としてVOR/DMEが整備されていないことにより離着陸に支障をきたした件数、危機管理体制が整備された状態で着陸を行う航空機の割合などが想定されるが、本事業の特性を踏まえた適切な指標を検討する。³

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

(21) 準備調査報告書（案）の作成

本調査結果を準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(22) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）をフィジー政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(23) 準備調査報告書等の作成

フィジー政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料（完成予想図を含む）
- 3) 機材仕様書
- 4) 準備調査報告書（完成予想図を含む）
- 5) デジタル画像集

第8条 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち(5)～(10)を成果品とする。成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。

³ 本事業において他に事業の成果や裨益効果、事後評価のための評価指標及びそのために必要と判断される調査がある場合には、プロポーザルで提案すること。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。また、(1)～(4)及び(11)については電子データでの提出も可とする。

- (1) 業務計画書 : 和文2部
- (2) インセプション・レポート : 和文2部、英文2部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文2部
- (4) 準備調査報告書(案) : 和文2部、英文2部
- (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文2部
- (6) 機材仕様書 : 和文2部、英文2部
- (7) 概要資料(※完成予想図を含む) : 和文1部
- (8) 準備調査報告書 : 和文(製本版) 9部及びCD-R 2枚
(※完成予想図を含む) 英文(製本版) 9部及びCD-R 2枚
和文(先行公開版) 2部及びCD-R 1枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2枚(デジタル画像40枚程度)
- (10) Project Monitoring Reportの初版 : 英文CD-R 1枚
- (11) 免税情報シート ※第2回現地調査時、当該国を所掌するJICA在外拠点にも提出すること

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) 概略事業費(無償)積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の機材編(2019年10月)を、その他については「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」(2020年11月改訂版)に準拠することとする。

注3) (6) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2020年1月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	具体的な自然条件調査の細目 (調査項目、調査内容、仕様、数量等)	第7条 業務の内容 (5) サイト状況調査 (P.13)
2	事業の成果や裨益効果、事後評価のための評価指標及びそのために必要と判断される調査	第7条 業務の内容 (20) 事業の評価 (P.17) その他関連条項として第7条(5)4) 等

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：航空管制・安全設備に係る各種調査
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／空港機材計画
- 航空保安システム設計

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.75 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／空港機材計画）】

- ① 類似業務経験の分野：航空保安・空港機材に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：フィジー国及び全世界
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：航空保安システム設計】

- ① 類似業務経験の分野：航空保安システムにかかる各種調査
- ② 対象国及び類似地域：フィジー国及び全世界
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年1月より国内事前準備を開始し、2023年2月より第1回現地調査を行い、その後、国内解析（積算審査に要する期間含む）を行い、2023年8月に第2回現地調査（概要説明）を実施することを想定する。なお、積算審査はDOD前までに了することを基本とするものの、積算審査未了の状況でDODを行うことも可とする。ただし、この場合は概要資料提出前までには積算審査を了するとともに、DOD後に積算審査結果に基づく協力内容見直し等に対応できるようにすること。2023年9月上旬までに概要資料、2023年11月までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 10.08 人月（現地：4.33 人月、国内：5.75 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任／空港機材計画（2号）
- ② 航空保安システム設計（3号）
- ③ 空港安全機材設計
- ④ 機材据付計画/積算

3) 渡航回数を目途 全6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。ただし、

本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。なお、これら調査については別見積もりとする。

➤ 自然条件調査（地形測量、地質調査／地盤調査）

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

（４）配付資料／公開資料等

- １）配付資料：なし
- ２）公開資料：なし

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の施設・機材等調達方式無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを、実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして先方政府に推薦することを想定している。また、実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2016年10月）の様式-2を準用した表を添付する。

（７）業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（８）安全管理

現地業務に先立ち、渡航予定の業務従事者全員が外務省「たびレジ」に登録し、JICAが実施している安全対策研修（Web版、

<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>)を受講するとともに、現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA トンガ支所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の最新の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(9) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）**新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 4）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5）その他（以下に記載の経費）
自然条件調査（地形測量、地質調査／地盤調査）（現地再委託経費）

（3）定額計上について

特になし

（4）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（5）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

- 東京⇒ナンディ（直行便）
- 東京⇒香港⇒ナンディ
- 東京⇒オークランド/シドニー/ブリスベン⇒ナンディ

（6）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（7）外貨交換レートについて

（ア）JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1 0)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(4 0)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	1 4	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	1 6	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(5 0)	
	(3 4)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任 者のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／空港機材計画</u>	(3 4)	(1 3)
ア) 類似業務の経験	1 3	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(1 3)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>航空保安システム設計</u>	(1 6)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

フィジー国主要空港保安設備整備計画準備調査 にかかる自然条件調査等仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査等は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件、環境状況を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。⁴

なお、必要な自然条件調査等は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

（1）気象調査

目的：災害発生に係る情報を把握する。

内容：過去の気象/災害情報を遡って調査する。

天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴等

成果品：気象情報の分析結果

（2）地形測量

目的：施設（VOR/DME）の平面計画等を行うために必要な情報を把握する。

内容：平面、水準等の各種測量

実施方法：直営または現地再委託

成果品：測量結果（平面図、断面図）

（3）地質調査／地盤調査

目的：施設（VOR/DME）位置の決定、基礎形式の検討、設計に必要な情報の確認を行う。

内容：ボーリング、標準貫入試験、CBR試験、土質試験、試掘調査等

実施方法：直営または現地再委託

成果品：試験結果、柱状図

（4）給電調査

目的：使用可能な電力量であるかを確認する。

内容：電圧変動、停電頻度、停電時間帯等

成果品：分析結果

3. 対象サイト：5空港以上

⁴ 実施すべき調査項目を参考までに記しているため、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。